

## 岐阜県空き家利活用事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、空き家の利活用を図るため、移住者等が行う空き家の利活用に係る事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び岐阜県空き家利活用事業実施要領（平成30年4月2日住第5号岐阜県都市建築部住宅課空家対策推進室長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 都道府県税を滞納している者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の額並びに補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請等)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとし、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して補助金の交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、毎年度2月15日（その日が岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に規定する県の休日）に当たる場合は、その翌日）とする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付の申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付の決定の日から15日を経過する日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度内に当該空き家の所在する市町村の長に転入届をすること。
- (2) 補助金の交付の決定後に補助金の額の変更（補助対象経費の20パーセント未満を減額する場合を除く。）が生じる補助対象事業の内容又は補助対象経費の変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (4) この補助金以外の補助金（以下「他の補助金」という。）の交付の申請を行った場合は、当該補助金に係る申請書又は交付決定通知書の写しを知事に提出すること。
  - (5) 他の補助金の交付を併せて受ける場合において、当該他の補助金に係る交付決定額の増額又は減額の変更がされたときは、遅滞なく当該変更に係る通知書等の写しを知事に提出すること。
  - (6) 補助対象事業の完了後、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。
  - (7) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等相当額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
    - (1) 前項第2号の承認 事業内容等変更承認申請書（別記第3号様式）
    - (2) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

（事業実績報告書等）

第7条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助対象事業は、申請者が補助対象事業に係る経費の支払を完了した日又は申請者が当該空き家の所在する市町村の長に転入届をした日のいずれか遅い日をもって完了したものとする。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 5 前項の場合において、事業の一部がやむを得ない理由により交付の決定のあった日の属する年度内に完了しないときは、当該年度に完了する部分に係る実績報告書を作成し、前項に規定する提出期限までに知事に提出するものとする。

（補助金の交付時期等）

第8条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後におい

て交付する。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、市町村が補助事業者である場合は、補助金交付請求書の提出を省略するものとする。

(暴力団の排除)

第9条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、10年とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後10年間とする。

(空き家活用に係る調査への協力)

第12条 補助事業者は、知事が実施する補助金の交付の対象となった空き家の改修に係るアンケートその他の事業の円滑な実施に係る調査に協力するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、別途知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行をもって、空き家活用支援事業費補助金交付要綱は廃止する。

附 則 (平成29年6月15日住第94号改正)

この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年度申請分から適用する。

附 則（平成29年10月24日住第224号改正）

この要綱は、平成29年10月24日から施行し、平成29年度申請分から適用する。

附 則（平成30年4月2日住第5号改正）

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

事業区分		補助事業者（詳細は別に知事が定める。）	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の額	補助限度額
1	空き家改修費補助事業	次のいずれかの者 （1）移住者 （2）多子世帯の世帯主等 （3）新婚世帯の世帯主等 （4）上記（1）～（3）の者と賃貸借契約を締結する空き家の所有者又は賃貸人	移住又は定住を目的として県内の空き家を改修する事業	要領において別に定める経費	3分の1	補助対象経費の実支出額と補助限度額を比較して小さい方の額 （1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）	1,000千円
2	空き家を活用したお試し体験住宅整備費補助事業	次のいずれかの者 （1）市町村 （2）移住促進団体等	県内への移住を促進するため、県内の空き家を活用してお試し体験住宅を整備する事業	要領において別に定める経費			